

(別紙) 破産・個人再生事件の手続費用一覧 (令和元年9月17日実施)

申立手数料(貼付印紙額)

個人自己破産及び免責申立て	1,500円	法人自己破産申立て	1,000円
債権者破産申立て	20,000円	個人再生申立て	10,000円

予納郵券基準表

※ 債権者数の多い事件などでは、変更されることがあります。

切手	同時廃止		管財			個人再生
			自己・準自己		債権者申立	
	本人申立	代理人申立	自然人	法人		
500円	—	—	—	—	4	—
120円	—	—	—	—	10	—
100円	—	7	7	14	60	2
94円	—	—	—	—	—	債権者数×2
84円(※注)	50	30	30	20+債権者数	50	20
20円	—	10	10	10	20	5
10円	—	20	20	20	40	10
1円	10	10	10	10	10	10
合計	4,210円	3,630円	3,630円	3,490円+α	14,210円	2,090円+α

※注 1/9/17~1/9/30までは82円切手と2円切手の内訳でお願いいたします。

予納金基準表

		官報公告費用	管財手続費用
同時廃止		11,859円	—
管財	一般管財	自然人	18,543円
		法人	14,786円
特定管財(債権者申立等)		(下表のとおり)	
個人再生		13,744円	—

20万円~(※)
※ この金額は、申立書類の内容や想定される管財業務等を勘案した結果により増額される場合があります。

(特定管財)

負債総額	自然人	法人
5000万円未満	50万円	70万円
5000万円以上 1億円未満	80万円	100万円
1億円以上 5億円未満	150万円	200万円
5億円以上 10億円未満	250万円	300万円
10億円以上 50億円未満	400万円	
50億円以上 100億円未満	500万円	
100億円以上 250億円未満	700万円	
250億円以上 500億円未満	800万円	
500億円以上 1000億円未満	1000万円	

* 負債総額1000億円以上の場合は予納金は1000万円以上